要求水準書(案)＜指令センター編＞概要版

実施方針等に関する説明会資料

1．要求水準書の構成

第 1 総則	1　要求水準書の位置付け 2　要求水準の変更 3　適用基準等 4　特許、実用新案権等	要求水準の目的や位置づけ、変更時の扱い等を規定し、関連法令や適用基準を記載しています。
第 2 事業概要	1　事業の目的 2　業務範囲 3　事業期間 4　設置場所	PFI事業として行うことの目的や、事業者の行う業務範囲、事業期間や指令センター関係機器の設置場所を示しています。
第 3 指令センター整備業務に関する要求水準	1　指令センター整備の基本方針 2　機器構成 3　指令センターの基本的性能等 4　指令センターの要求水準 5　指令センター整備業務の実施に関する要求水準	整備方針や基本性能を示すとともに、事業者が整備する機器構成の一覧や、具体的な各機器等の要件を示しています。 また、5では、事業者が行う設計、工事関連業務等の業務実施上の要件を記載しています。
第 4 指令センター維持管理業務に関する要求水準	1　指令センター維持管理の基本方針 2　指令センター維持管理業務の実施に関する要求水準	供用開始後に事業者が約 10 年間行う維持管理業務について、基本方針を示すとともに、各種業務の要件を記載しています。
その他	設計に必要な調査関係の別添資料など	

2．要求水準書の要点

指令センターの概要	○本事業において整備する指令センターは、大きく以下の要素により構成される。 ・高機能消防指令システム（指令システム） ・消防救急デジタル無線（デジタル無線） ・消防情報支援システム（支援システム） ○指令センターは、消防防災施設整備費補助金交付要綱に記載の高機能消防指令センター総合整備事業に定めるⅡ型と同等以上の機能を有すること。	
業務範囲	(1)指令センターの整備業務 ア　設計業務 イ　工事関連業務 (2)指令センターの維持管理業務 ア　保守業務 イ　更新業務 ウ　運用支援業務 エ　教育訓練業務	事業者は、本事業に係るすべての機器の設計・設置工事、また、移設工事や撤去工事等を行います。対象となる場所は新庁舎の他、署所や車両等、関係各所となります。 指令センターの維持管理業務には、10 年間に必要となる一般的な機器メンテナンスに加え、5 年を目途とした更新・リフレッシュオーバーホールなどの業務も含まれます。

＜参考：現在の八尾市消防本部の指令センター＞